

工事請負契約約款の一部改正について

◇東京都交通局においては、入札に参加しやすい環境の整備に向けて取組を行っているところですが、今般、工事請負契約約款の一部を改正することとしましたのでお知らせします。

施行日：平成27年4月1日 適用：施行日以降に公告・公表する案件

契約当事者間の適正なリスク分担の確保

全体スライド条項の見直し

【趣旨】

契約締結後の賃金や物価等の変動のリスクに係る受発注者間における分担を規定する全体スライド条項（工事請負契約書第24条第1項から第4項までをいう。以下同じ。）を、現場の担い手の確保などが基本理念に位置付けられた“品確法（注）”の改正を契機に、都の公共工事の受注実態を踏まえて改正を行います。

（注）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

【改正の概要】

- ① 全体スライド条項による契約金額の変更の請求を、契約締結の日から9月を経過した後にできることとします（請求は工期内に限ります。）。
※現行は契約締結の日から12月の経過が必要
- ② 受益者負担率を100分の1とします。※現行は1,000分の15

【改正後】全体スライド条項 （工事請負契約書第24条第1項～第4項）

（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

第24条 発注者又は受注者は、工期内で契約締結の日から9月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。